

小規模保育事業所設置運営事業者審査基準

1. 目的

この基準は、小規模保育事業所設置運営事業者を、習志野市小規模保育事業所設置運営事業者公募選考委員会（以下、「選考委員会」という。）で選考するための審査方法及び審査基準等を定めることを目的とする。

2. 審査方法

審査は、応募書類及び現地調査から、次の事項について応募者の審査及び評価を行い、最も高い得点を得た対象者を設置運営事業者候補者として選考する。

（1）応募資格及び施設整備条件等の審査

応募者が応募資格及び施設整備条件等を満たしているかを、提出された応募書類等により審査する。応募資格等を満たしていない場合は、失格とする。

（2）提案内容等の審査及び採点

ア. 書類審査

事務局により、対象者から提出された応募書類の内容等について審査する。

なお、対象者の財務状況については、税理士等からの専門的な視点による意見を求める。

イ. 現地調査（ヒアリング）

別途、事務局により、公募法人が実施している保育所、小規模保育事業所等を視察し調査を行い、応募書類の記載内容等についてヒアリングを実施する。

ウ. 採点

選考委員会は、提案内容及び現地調査（ヒアリング）の結果を総合的に判断して、審査項目ごとに採点を行う。採点は、各委員が行い、基礎点分を得点とし、最も高い得点を得た対象者を設置運営事業者候補者とする。なお、基礎点分における得点が満点の7割に満たない対象者は、選考の対象としないものとする。

3. 審査項目・配点

(1) 基礎点分

	審査項目	配点
1	応募理由等について	10点
2	保育方針・保育目標について	10点
3	保育内容について	10点
4	事業類型について	10点
5	給食・食育について	10点
6	連携施設との連携・交流について	5点
7	保護者との信頼関係の構築について	10点
8	職員の配置及び職員の研修について	10点
9	衛生管理及び健康管理について	10点
10	防災・事故等への対策について	5点
11	施設整備計画	10点
12	財務状況	10点
	合計	110点